

(改正前)				(改正後)	
<u>に規定する勤務を除く。)</u>					
3	<u>1の項又は2の項の勤務を補助するもの</u>	<u>10,650</u> 円	<u>8,000</u> 円	5,900 円	
3	<u>博士後期課程での副研究指導を担当する者</u>				<u>月額5,000円</u>
4	<u>博士前期課程での副研究指導を担当する者</u>				<u>月額2,500円</u>
5	<u>大学院研究科の授業を担当する者</u>				<u>1回90分の授業を年度を通じて1回から5回担当する者 月額1,000円</u> <u>1回90分の授業を年度を通じて6回から9回担当する者 月額3,000円</u> <u>1回90分の授業を年度を通じて10回から13回担当する者 月額5,000円</u> <u>1回90分の授業を年度を通じて14回以上担当する者 月額7,000円</u>
6	<u>博士前期課程CNSコースにおける実習指導を年度を通じて合計4単位(20日)以上担当する者</u>				<u>月額5,000円</u>
7	<u>研究科委員会に所属する者</u>				<u>月額1,000円</u>
				<u>備考 別表中第1項から第4項における主研究指導及び副研究指導に係る学生が休学している間は、手当を支給しない。</u>	

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。